

地域医療連携推進認定について (一般社団法人北鹿ヘルスケアネット)

医務薬事課

地域医療連携推進法人 制度概要

- 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供することを目的として、連携して業務を行う複数の医療法人等からなる一般社団法人を、都道府県知事が認定する制度（平成29年4月から制度開始）。
- 令和7年1月1日現在、45法人（本県で1法人、青森県1法人、山形県2法人、福島県2法人）が認定。

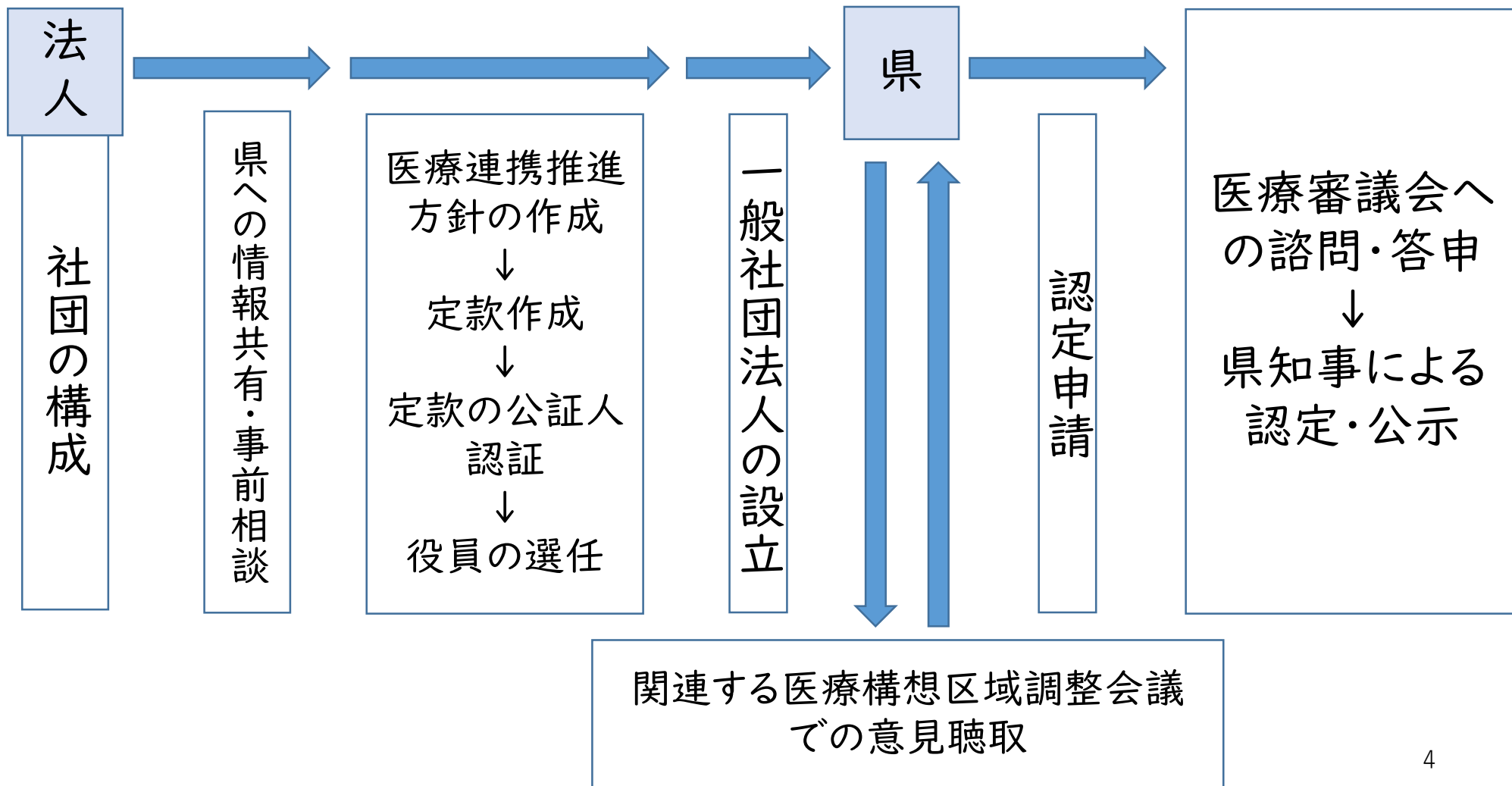
地域医療連携推進法人 制度概要

- 医療連携推進区域を定め、区域内の病院等の連携推進の方針（医療連携推進方針）を決定し、連携推進業務として実施できる。
 - 医療連携推進業務として実施が可能なもの
 - (1) 医師等の共同研修
 - (2) 医薬品等の共同購入
 - (3) 参加法人への資金貸付
 - (4) 関連事業者への出資
 - (5) 医療機関の開設
 - (6) 参加法人間の人事交流
 - (7) 参加法人間の病床融通（別途、医療審議会の審議が必要）
- そのほか、参加法人の予算・事業計画等へ意見を述べることができる。

地域医療連携推進法人 制度概要

- 認定に当たっての主な基準
 1. 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人等が複数参画していること
 2. 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること
 3. 医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないものであること

地域医療連携推進法人 制度概要



申請内容

- 申請者
一般社団法人北鹿ヘルスケアネット
- 社団の構成(法人)
大館市(大館市立総合病院、大館市立扇田病院)、
医療法人健永会(大館記念病院)、医療法人楽山会(大湯リハビリ温泉病院)、
社会福祉法人大館市社会福祉事業団(特別養護老人ホーム つくし苑 ほか)
- 役員
吉原 秀一氏(大館市病院事業管理者、代表就任予定者)
成田 知 氏(大館市立総合病院副院長)
大本 直樹氏(大館市立扇田病院院長)
対本 宗訓氏((医)健永会大館記念病院名誉院長)
小笠原 真澄氏((医)楽山会理事長)
名村 伸一氏((社福)大館市社会福祉事業団理事長) ほか

今回の申請における医療連携推進方針

(1) 連携推進区域

大館市、鹿角市、小坂町

(2) 連携業務の内容

- ・ 医療従事者など職員の相互派遣
- ・ 患者の病状に応じた医療・介護の提供
(救急・急性期の大館市立総合病院への集約化、
病床機能転換の情報共有、回復期・慢性期・在宅療養への円滑な移行)
- ・ 災害時の協力体制構築
- ・ 職員研修等の共同実施による人材育成
- ・ ICTに関する情報共有と連携推進による業務効率化
- ・ 物品購入、委託業務などの共同交渉等による費用削減

申請に対する県医務薬事課による審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
1	地域医療連携推進法人の社員は、法人及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者とする事。	法70条第1項	公立病院を経営する市、医療法人2者、社会福祉法人から構成されている。	適
2	医療連携推進業務は、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う業務であること。	法70条第2項	定款上、医療連携推進業務として掲げられている業務はいずれも医療連携の推進を図るために行われる業務である。 また、すべて医療連携推進方針に記載されている。	適
3	医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること。	法70条の3第1項	医療連携推進業務のみを行うものである。	適
4	医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。	法70条の3第2項	構成員負担金による収入見込みが記載されているほか、経理処理は大館市立総合病院事務局が担うこと、急性期医療等の運営実績から技術的能力の裏付けがある。	適

申請に対する県医務薬事課による審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
5	医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。	法70条の3第3項	申請法人は施設、金銭及び資産を保有しておらず、また、申請書類上、社員等に対して特別な利益を与えないことを明記している。	適
6	医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。	法70条の3第4項	医療連携推進業務以外の業務を行う予定はなく、支障を及ぼすおそれはない。	適
7	医療連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 イ 医療連携推進区域 ロ 参加法人等が当該区域において開設する病院等の機能分担及び業務連携に関する事項 ハ 当該事項の目標に関する事項 ニ 運営方針 ・医療連携推進区域は、当該医療連携推進区域の属する都道府県の医療計画において定める構想区域を考慮して定めなければならない。	法70条の3第5項	記載すべき事項に漏れはない。 令和7年3月13日に開催された地域医療構想調整会議において意見聴取を行い、了承を得ている。	適

令和6年度第2回地域医療構想調整会議（大館・鹿角）（3月13日開催） からの主な意見

発言者	内容
かづの厚生病院	• このまま順調に進んでいけばよい。 • 将来的には当院も参画する方向で考えていければよい。
秋田労災病院	• 時期は不明だが、当院が参画する場合はよろしくをお願いしたい。
大館市	• この連携法人ができることによって、今後、人事交流や医薬品の共同購入が進めていければよい。
鹿角市	• 現在、鹿角市からは1医療法人の参画となっているが、今後はその他医療法人や、介護分野の参画も地域包括ケアシステム構築のため必要であると考えているため注視していきたい。
小坂町	• 異議なし • 当地域は医療機関が1カ所しかないので、今後こういった連携に加わっていければより連携が強化されていよいと考える。

申請に対する県医務薬事課による審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
8	医療連携推進区域を定款で定めているものであること。	法70条の3第6項	定めている。	適
9	社員は、参加法人等に限る旨を定款で定めているものであること。	法70条の3第7項	定めている。	適
10	病院等を開設する参加法人等の数が2以上であり、病院等を開設する参加法人の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人等の議決権の合計を超えるものであること。	法70条の3第6項	いずれも病院等を開設しているとともに、設立時社員として議決権を有している。	適
11	社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。	法70条の3第7項	厚生労働省が示しているモデル定款に準拠しており、差別的な条件等は付していない。	適

申請に対する県医務薬事課による審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
12	社員は、各一個の議決権を有するものであること。	法70条の3第10項	定款において各一個の議決権が付与されている。	適
13	参加法人等の議決権の合計が、総社員の議決権の過半を占めているものであること。	法70条の3第11項	参加法人はいずれも設立時社員として議決権を有しており、参加法人以外に議決権を有している者は、設立時点で存在しない。	適
14	営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を、社員、理事、監事（以下「社員等」という。）としない旨を定款で定めていること。	法70条の3第12項	定めている。	適

申請に対する県医務薬事課による審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
15	役員について、 ・ 理事3人以上、監事1人以上であること。 ・ 本人、配偶者、三親等以内の親族及びそれに類する特殊の関係がある者が、役員総数の3分の1を超えて含まれることがないものであること。 ・ 理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること。	法70条の3第13項	妥当である。	適
16	代表理事を1人置いているものであること。	法70条の3第14項	置いている。 代表理事 吉原 秀一氏 (大館市立総合病院管理者)	適
17	理事会を置いているものであること。	法70条の3第15項	置いている。	適

申請に対する県医務薬事課による審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
18	地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。	法70条の3第16項	定めている。	適
19	参加法人等が予算の決定その他の重要な事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。	法70条の3第17項	定めている。	適
20	医療連携推進認定の取消しの処分の日から、一月以内に、国、地方公共団体、公的医療機関、社団たる医療法人であって持分の定めのないもの又は財団たる医療法人（次号において「国等」という。）に贈与する旨を定款で定めているものであること。	法70条の3第18項	定めている。	適

申請に対する県医務薬事課による審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
21	清算する場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。	法70条の3第19項	定めている。	適
22	法70条の4各号に定める欠格事項に該当しないこと。	法70条の4	該当しない。	適
23	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第11条第1項各号及び法第70条の3第1項第6号、第7号、第12号及び第16号から第19号までに規定する事項を定款に定めていること。	法70条の17	定めている。	適